

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第百四条」を「第百八条」に、

「第二十七目 削除

第二十八目 松光園(第百九条―第百十一条の二) を

第二十九目 華の浦学園(第百十一条の三―第百三十八条)、「

第二十七目 華の浦学園(第百九条―第百三十八条)」に改める。

第八条第一項の表総務部の部職員厚生課の項中、「職員厚生課」を「給与厚生課」に、

「保健福利班」を「保健福利班 庶務第一班 庶務第二班 庶務第三班 庶務第四班

庶務第五班」に改め、同部学事文書課の項中、「大学班」を「大学・公益法人班」に改

め、同表地域振興部の部地域政策課の項中、「総務管理班」を「総務企画班」に改め、同

部国体準備室の項を削り、同表環境生活部の部環境政策課の項中「環境政策班 温暖化対策班」を「地球温暖化対策班」に改め、同表健康福祉部の部医療保険課の項中「医療指導班 医療企画班 医師確保対策班」を「医療指導班」に改め、同項の次に次のように加える。

地域医療推進室

医療企画班 医師確保対策班

第八条第一項の表健康福祉部の部障害者支援課の項中「全国障害者スポーツ大会準備班」を削り、同表商工労働部の部新産業振興課の項中「産業資源班」を「産業資源班 独法化準備班」に改め、同表土木建築部の部住宅課の項中「住環境整備班 民間住宅班」を「民間住宅支援班」に改め、同表に次のように加える。

国体・障害者スポーツ大会		総務企画課	
施設調整課	総務班 広報・県民運動班 全国障害者スポーツ大会班	施設・会場管理班	宿泊・交通班
競技式典課	競技班 式典班 県外競技第一班 県外競技第二班		

第八条第三項中「及び監理課」を「、監理課及び総務企画課」に改める。

第九条第一項の表総務部の部職員厚生課の項中、「職員厚生課」を「給与厚生課」に改め、同項に次の一号を加える。

八 職員給与及び旅費の支払に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部国体準備室の項を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「宗教法人」を「公益法人」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 宗教法人に関すること。

第九条第一項の表地域振興部の部国体準備室の項を削り、同表環境生活部の部環境政策課の項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

四 地球温暖化対策の推進に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部医療保険課の項第二号中「老人医療」を「後期高齢

者医療」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

一	医師及び歯科医師に関すること。
二	保健医療計画に関すること。
三	救急医療及びへき地医療に関すること。
四	死体解剖、角膜移植その他医療社会事業に関すること。
五	自治医科大学及び医学士修学資金等に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項第五号中「老人保健事業」を「健康増進事業」に改め、同部障害者支援課の項第三号中「このみ園及び松光園」を「及びこのみ園」に改め、同表土木建築部の部住宅課の項第四号中「住宅金融公庫法（昭和十五年法律第五十六号）第二十三条」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条」に改め、同表に次のように加える。

国体・障害者スポーツ大会事務局	
総務企画課	一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の総合調整に関すること。 二 実行委員会及び準備委員会に関すること。 三 競技の開催場所の選定に関すること。 四 広報に関すること。 五 国体県民運動に関すること。 六 募金及び協賛に関すること。 七 全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。
施設調整課	一 施設の整備に関すること。 二 会場の管理に関すること。 三 輸送及び交通に関すること。 四 宿泊及び衛生に関すること。 五 医療及び救護に関すること。
競技式典課	一 競技に関すること。 二 式典に関すること。 三 県外において実施される競技に関すること。

第十号中「主務部長」の下に「（国体・障害者スポーツ大会局にあつては、国体・障害者スポーツ大会局長）」を加える。
第十一号中「部長」を「部長又は局長」に改める。
第十二号第一項の表部の項を次のように改める。

部	部長又は局長 部次長又は局次長
---	-----------------

第十五条第一項の表会計課の項中「審査指導班 システム開発班」を「審査指導班」に改める。

第二十八条の表山口県下関防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年二月十二日における下関市の区域」を削り、同表山口県菊川防災行政連絡所の項から山口県豊北防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県宇部防災行政連絡所の項中「のうち平成十六年十月三十一日における宇部市の区域」を削り、同表山口県楠防災行政連絡所の項を削り、同表山口県山口防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年九月三十日における山口市の区域」を削り、同表山口県徳地防災行政連絡所の項から山口県阿知須防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県萩防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年三月五日における萩市の区域」を削り、同表山口県川上防災行政連絡所の項から山口県福栄防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県岩国防災行政連絡所の項中「のうち平成十八年三月十九日における岩国市の区域」を削り、同表山口県由宇防災行政連絡所の項から山口県美和防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県光防災行政連絡所の項中「のうち平成十六年十月三日における光市の区域」を削り、同表山口県大和防災行政連絡所の項を削り、同表山口県長門防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年三月二十一日における長門市の区域」を削り、同表山口県三隅防災行政連絡所の項から山口県油谷防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県柳井防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年二月二十日における柳井市の区域」を削り、同表山口県大島防災行政連絡所の項を削り、同表山口県周南防災行政連絡所の項中「のうち平成十五年四月二十日における徳山市の区域」を削り、同表山口県新南陽防災行政連絡所の項から山口県鹿野防災行政連絡所の項までを削り、同表山口県山陽小野田防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年三月二十一日における小野田市の区域」を削り、同表山口県山陽防炎行政連絡所の項を削り、同表山口県周防大島防災行政連絡所の項中「のうち平成十六年九月三十日における同郡大島町の区域」を削り、同表山口県久賀防災行政連絡所の項から山口県橋防炎行政連絡所の項までを削り、同表山口県山陽小野田市消防本部防炎行政連絡所の項中「のうち平成十七年三月二十一日における小野田市の区域」を削り、同表山口県山陽小野田市山陽消防署防炎行政連絡所の項を削る。

第四十七条の十一の表山口県岩国健康福祉センターの項を次のように改める。

山口県岩国健康福祉センター	保健環境部	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班	食

ター		食肉検査課	品衛生班 環境指導 廃棄物対策班
----	--	-------	---------------------

第四十七条の十一の表山口県周南健康福祉センターの項を次のように改める。

山口県周南健康福祉セン ター	保健環境部	健康増進課	地域保健班 精神・ 難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 品衛生班 環境指導 廃棄物対策班	
		試験検査課	

第四十七条の十一の表山口県山口健康福祉センターの項及び山口県宇部健康福祉セン
ターの項を次のように改める。

山口県山口健康福祉セン ター	保健環境部	健康増進課	地域保健班 精神・ 難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 品衛生班 環境指導	
山口県宇部健康福祉セン ター	保健環境部	健康増進課	地域保健班 精神・ 難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 品衛生班 環境指導 廃棄物対策班	

第四十七条の十一の表山口県健康福祉センターの項を次のように改める。

山口県健康福祉セン ター	保健環境部	健康増進課	地域保健班 精神・ 難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 品衛生班 環境指導	

第四十八条の表東部社会福祉事務所の項中「熊毛郡」を「熊毛郡 阿武郡」に改め、
同表中部社会福祉事務所の項を削る。
第四十九条中、「中部社会福祉事務所に保護課」を削る。

第五十条中「保護課」を削る。
第五十一条の三の表山口県岩国環境保健所の項を次のように改める。

山口県岩国環境保健所	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 食品衛生班 指導班 廃棄物対策班
	食肉検査課	環境

第五十一条の三の表山口県周南環境保健所の項を次のように改める。

山口県周南環境保健所	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 食品衛生班 指導班 廃棄物対策班
	試験検査課	環境

第五十一条の三の表山口県宇部環境保健所の項から山口県萩環境保健所の項までを次
のように改める。

山口県山口環境保健所	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 食品衛生班 指導班
	試験検査課	環境
山口県宇部環境保健所	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 食品衛生班 指導班 廃棄物対策班
	試験検査課	環境
山口県萩環境保健所	健康増進課	地域保健班 精神・難病班
	生活環境課	環境衛生薬事班 食品衛生班 指導班
	試験検査課	環境

第五十一条の四の表生活衛生課の項中「生活衛生課」を「生活環境課」に改め、同項
に次の九号を加える。

- 二十四 地域環境保全対策に関すること。
- 二十五 大気汚染の防止等に関すること。
- 二十六 水質汚濁の防止等に関すること。
- 二十七 騒音、振動及び悪臭の防止等に関すること。

- 二十八 廃棄物に関すること。
- 二十九 浄化槽に関すること(浄化槽工事業者に関するものを除く)。
- 三十 下水道終末処理場の維持管理の指導に関すること。
- 三十一 水道に関すること。
- 三十二 井戸水その他水の衛生に関すること。
- 第五十一条の四の表環境保全課の項及び生活環境課の項を削る。
- 第五十九条の十四の表中「宇部市」を「防府市」に改める。

第三章第一節第五款第二十七目の目名を削る。
 第百四条から第百八条までを次のように改める。
 第百四条から第百八条まで 削除

第三章第一節第五款第二十八目を削る。
 第百十一条の三を第百九条とし、第百十一条の四を第百十条とし、第百十一条の五を第百十一条とする。
 第三章第一節第五款第二十九目を同款第二十七目とする。

「指導課」を「事業課」に改める。

第百八十七条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
柑きつ振興センター	大島郡周防大島町
花き振興センター	柳井市

第百八十八条の表農業技術部の項に次の三号を加える。
 十八 稲、麦、大豆等の優良な種子の生産技術の研究に関すること。
 十九 稲、麦、大豆等の原産種及び原種の生産及び配布に関すること。
 二十 稲、麦、大豆等の品種の展示等に関すること。
 第百八十九条の表徳佐寒冷地分場の項を削り、同表大島柑きつ試験場の項中「大島柑きつ試験場」を「柑きつ振興センター」に改め、同表萩柑きつ試験場の項及び美東原種農場の項を削る。

第百四十九条の表柳井土木建築事務所の項中「用地第三班」を削り、同表周南土木

建築事務所の項中「用地第三班」を削り、

「工務第二課」を「工務第一班 工務第二班」に改め、

「工務第二課」を「工務班」に改め、

同表山口土木建築事務所の項中「用地第三班」及び「真綿川ダム建設班」を削り、同表美祢土木事務所の項中「用地第一班 用地第二班」を「用地班」に改め、同表下関土木建築事務所の項中「用地第三班」及び「工務第三班」を削り、同表長門土木建築事務所の項中「工務第一班 工務第二班」を「工務班」に改め、同表萩土木建築事務所の項中「工務第三班」を削る。
 第二百五十条第一項の表建築住宅課の項第十五号を次のように改める。
 十五 独立行政法人住宅金融支援機構の貸付金に係る工事の審査に関すること。
 第百九十七条第一項の表出先機関の内部組織の項中「分場長 試験場長 農場長 所長」を「所長」に改める。
 第三百一条第一号の表中

山口県医療審議会	山口県医療審議会
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項及び県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務
医療保 険課	医療保 険課

を

山口県後期高齢者医療審査会	山口県後期高齢者医療審査会
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金(市町及び山口県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条第一項の規定による
医療保 険課	医療保 険課

に改め、同条第二号

山口県医療審議会	<p>る准看護師試験の実施に関する事務</p> <p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の二第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項及び県における医療を提供する体制の確保に関する重要な事項の調査審議に関する事務</p>	<p>地域医療推進室</p>
----------	--	----------------

口(2)の表中「職員厚生課」を「給与厚生課」に改める。
附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）